

# STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元  
東電・柏崎刈羽原発差止め  
市民の会  
新潟市中央区新光町6-2  
TEL/FAX 025-288-6  
611 kashikarisashitome  
@gmail.com  
市民の会年会費 1,000円

## 第37回口頭弁論

2022年7月14日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟第37回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポーターなど約30人が傍聴行動などに参加しました。

### 新規制基準でも全電源喪失は起きうる (準備書面98)

和光弘弁護士団から「新規制基準でも全電源喪失は起きうる」と訴えがあら



新潟地裁まで入廷行動

「新規制基準でも全電源喪失は起きうる」と訴えがあらが極めて重要です。仮に外部からの電源が失われても、非常用電源で非常用冷却設備が動く仕組みになっていますが、福島原発事故では全く機能しませんでした。福島原発事故の際、電源を失ったときの対応マニュアルが記載されてなく、暗闇に包まれた中央制御室では、計器を見ることすらできなくなりました。運転員は非常用発電機が使用できなくなったときに「やれることはほとんどなくなった」と証言しています。新規制基準においてさえ、外部電源の耐震重要度分類は「cクラス」のまま変更されておら

ず、多重防護の思想から逸脱しています。また、外部からの電源が失われた場合の非常用電源は、故障が多く信頼性が低いです。非常用ディーゼル発電機は、03年から19年の16年間で120件の不具合が生じています。そして、非常用電源の容量は7日分しかありません。福島第一原発事故では9日間、全電源が喪失しました。事故の教訓が全く活かされていません。新規制基準でも全電源喪失の対策は問題だらけです。

### 避難計画の不備 (準備書面99)

五十嵐亮弁護士から「避難計画の不備」について訴えがありました。昨年3月、水戸地裁は、避難計画の不備を理由に東海第二原発を差止める判決を下しました。本年5月、札幌地裁においても、避難計画の不備を理由に泊原発1号機から3号機までの運転差止めを命ずる判決を言い渡しました。避難計画が不適切であれば、そのことのみを理由として人格権侵害が認められました。本件原発において、平成26年に行われた地震、津波などを想定して避難する阻害要因調査のシミュレーションを見ても、被ばくせずに避難することは不可能です。そして、地震と積雪を組み合わせたシミュレーションがされておらず、シミュレーション自体も十分ではありません。阻害要因調査によって示された対応策については実施の目途は立っておらず、避難計画は絵にかいた餅に過ぎません。



古町十字路で街宣行動

被告が原告力規制委員会に報告をしたか否かについて明らかにするよう求めました。それに対して被告は、「情報提供や説明

## 耐震壁のひび割れ幅算出（求釈明）

「耐震壁のひび割れ幅算出」について、高野義雄弁護士から求釈明申立がありました。

本件原発は、07年の中越沖地震で原子炉建屋、タービン建屋等にいくつものひび割れが発生しました。被告東電に、今後地震が発生した場合、ひび割れがどの程度拡大するか解析ができるかを明らかにするよう求めました。

## 地下水浸透事象の報告（求釈明）

「地下水浸透事象の報告について」、高野義雄弁護士から求釈明申立がありました。

中越沖地震以後、15年12月までの間に、本件原発の主要建屋において24件の地下水浸透事象がありました。昨年、原告は地下水浸透に対して実施した、対応措置の内容について、

を速やかにしている」と述べるだけで、具体的にどのような報告をしたか明らかにしていません。再度、24件の事象をそれぞれについて具体を明かにするよう求めました。

## 市民の会の活動

市民の会では、口頭弁論期日前のお昼に古町十字路で街頭宣伝行動を毎回行っています。

今回も弁護団の近藤正道さんをはじめ、何人かがマイクを持ち、訴えました。次回の口頭弁論期日前のお昼にも街頭宣伝行動を企画しますので、決まり次第メールでご案内します。

市民の会のニュースも事務局からメールで配信しています。メールでの配信を希望される方は、事務局までお名前、配信希望の旨を記載して、メールの送信をお願いします。

kashikar.isashitome@gmail.com

## 第38回口頭弁論期日のご案内

日時：2022年10月17日（月）午後3時～

場所：新潟地方裁判所

### 【入廷者募集要領】

（1）応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

（FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp）

応募締切：2022年10月12日（水）午後5時（厳守）

### （2）入廷者の決定方法

・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からご応募いただきたく、お待ちしております。入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

### （3）裁判前集会、報告集会・記者会見

※「3密」防止の観点から、裁判所から入廷者数を従前よりも少なく制限される可能性があります。裁判前後の報告集会については予定通り新潟県弁護士会館2階会議室で開催します。

午後2時～ 裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）

午後4時15分頃～（裁判終了後）報告集会・記者会見

### 【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、14時前後に裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合があります。詳細は新潟地裁のホームページでご確認ください。

## カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思っております。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

\*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくお祈りいたします。